

別表2

特別養護老人ホーム ふれあいの泉(指定介護老人福祉施設)
施設サービス利用料金表

令和6年6月1日ふれあいの泉

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護老人福祉施設サービス費(Ⅰ)	716・1432・2147日	791・1581・2371日	871・1741・2612日	947・1893・2839日	1020・2040・3060日

	加算サービス名称	負担額/日	サービス内容(算定要件)
② 全ての 入居者 に 加算	日常生活継続支援加算	46 単位/日	入居者の総数のうち、要介護4・5の入居者が7割以上。
	看護体制加算Ⅰ	4 単位/日	看護師を常時必要数、配置しています。
	夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位/日	夜勤職員を適正に配置していること。
	精神科医師療養指導加算	5 単位/日	精神科を担当する医師による療養指導が、月2回以上行われている。
	福祉施設科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況に関わる情報を厚生労働省に提出する 必要に応じサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たり上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用する
	安全対策体制加算	20単位/月(初月のみ)	事故の発生・再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を配置 担当者が安全対策に係る外部研修を受けている 施設内に安全管理部門を設置
③ 個別に 利用 者の 状 態 に 加算	初期加算	30 単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間算定できる(30日を超える入院後の再入所の際も算定可能)。
	療養食加算	18 単位/日	介護保険法に規定されている療養食を提供した場合。
	若年認知受入加算	120 単位/日	若年性認知症の方にサービスを提供した場合に加算されます。
	経口移行加算	28 単位/日	医師の指示に基づき、経管から経口摂取への移行計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合、計画作成日から起算し180日以内の期間に算定できる(これを超える場合でも算定できることもあります)。
	外泊時加算	246単位/日	外泊、病院等への入院した場合(1か月に6日を限度)。外泊、入院当日および帰園した日は算定できない。
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	単位/日	所定単位数の14.0パーセントを加算

注:鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.68を乗じた額の1~3割が1日の利用者負担額となります(端数切り上げ)。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
食費	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	300 円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下	390 円/日
	第3段階①	非課税世帯かつ年金収入80~120万円以下	650 円/日
	第3段階②	非課税世帯かつ年金収入120万円超えの方	1360 円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,700 円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
居住費 (ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	820 円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1650万円以下)	820 円/日
	第3段階1・2	市町村民税非課税かつ①年金収入80~120万円以下。本人の預貯金額が600万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1550万円以下)②年金120万超え預貯金500万円以下(配偶者がいる場合1500万)	1,310 円/日
	第4段階	上記に該当しない方	2,720 円/日

1月あたりご利用料金(31日で算定)

減額段階	減額要件	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	62,812	65,454	68,286	70,962	73,569
第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金が1000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下)	65,602	68,244	71,076	73,755	76,359
第3段階①	①非課税かつ年金等収入80~120万円以下。本人の預貯金等が600万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1550万円以下)②年金120万超え預貯金500万円以下	88,852	91,494	94,326	97,005	99,609
		110,862	113,504	116,336	119,015	121,619
第4段階	いずれにも該当しない方	165,112	167,754	170,586	173,265	175,869
第4段階2割	年収が一人暮らしで280万円以上340万未満、夫婦で346万円以上463万未満の方	193,204	198,488	204,151	209,510	214,717
第4段階3割	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	221,295	229,222	237,716	245,755	253,566

注:この料金の中には、個別に加算されるサービス料金は含まれていません。